

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福岡県西方沖地震(その余震を含む。以下同じ。)により自ら所有し、かつ、居住していた住宅に被害を受けた者(以下「被災者」という。)に対し、被災した住宅の復興のために必要な資金(以下「復興資金」という。)の借入に係る利子について、予算の範囲内において利子補給金を交付することにより、被災者の円滑な住宅再建に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱による利子補給金の交付(以下「利子補給」という。)の対象となる者(以下「対象者」という。)は、被災者であつて、次の各号のすべてに該当する者とし、公募により募集するものとする。

- (1) 福岡県西方沖地震のり災証明書の交付を受けている者であること。
- (2) 市内に自ら居住するための住宅を建設し、若しくは購入し、又は市内に所在する自らが所有し、かつ、居住している住宅を補修する者であること。
- (3) 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴排条例第6条に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 本市の市税を滞納していないこと。

2 前項第1号及び第2号の規定に該当する者と同じ世帯に属する者で、前項第3号及び第4号に該当する者は、対象者とみなす。

(対象資金)

第3条 利子補給の対象となる復興資金(以下「対象資金」という。)は、別表第1に定める金融機関(以下「金融機関」という。)から住宅の復興のために貸付けを受けた資金(住宅金融公庫又は独立行政法人住宅金融支援機構にあつては、災害復興住宅融資に限るものとし、複数の金融機関から貸付けを受けた場合は、その合計額)(以下「借入金」という。)のうち、別表第2に定める額から他の制度により利子の補給を受ける場合の対象となる額を除いた額(以下「上限額」という。)とする。

2 借入金のうち住宅以外の部分の復興に要する資金が含まれ、対象資金との区分が困難なときは、借入金の総額に当該利子補給の対象となる住宅部分の床面積を乗じて得た額を建物全体の延べ面積で除して得た額を対象資金とする。

(利子補給率)

第4条 対象資金に係る利子の補給率(以下「利子補給率」という。)は、年2.0%を上限とする。ただし、借入金の金利(以下「金利」という。)が当該貸付けを受けたとき又はその後に変動して利子補給率を下回る場合は、当該金利を利子補給率とする。

(利子補給金の交付額)

第5条 利子補給金の交付額は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った借入金に係る利子の総額(延滞金利子を除く。)に、利子補給率を金利で

除して得た数を乗じて得た額とする。

- 2 借入金の額が上限額を超える場合の利子補給金の交付額は、前項の規定により算定した額に上限額を借入金の額で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の規定による利子補給金の交付額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(利子補給期間)

第6条 利子補給を行う期間は、復興資金の借入れの日から5年間とする。

(利子補給の申込み及び通知)

第7条 利子補給を受けようとする者は、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して福岡市長(以下「市長」という。)に申し込まなければならない。

- (1) 復興資金の融資に係る金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
 - (2) 償還予定表の写し
 - (3) 罹災証明書(原本)
 - (4) 住民票の写し(世帯全員の記載があるもの)又は取得のための同意書
 - (5) 平成15年分の所得証明(世帯全員分)又は取得のための同意書(住宅の被害程度が一部損壊であり、かつ、平成19年3月19日までに復興資金の融資に係る金融機関との金銭消費貸借契約を締結した場合に限る。)
 - (6) 工事請負契約書又は建物の売買契約書の写し又は当該契約を履行したことを証明する書類(ただし、住宅金融公庫又は独立行政法人住宅金融支援機構から復興資金を借り入れる場合は不要)
- 2 前項の規定による申込みは、一の復興資金を複数の対象者が借り入れている場合は、当該対象者のいずれか1人が行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査して利子補給の可否を決定し、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給決定(却下)通知書(様式第2号)により当該申込みをした者(以下「申込者」という。)に通知するものとする。

(変更の届出)

第8条 前条第3項の規定により利子補給を行う旨の決定を受けた者(以下「認定対象者」という。)は、当該決定に係る借入条件に変更があったときは、速やかに福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給変更届(様式第3号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に届け出なければならない。

(利子補給決定の変更)

第9条 市長は、前条の規定による届出により第7条第3項の規定による決定の内容を変更する必要があるときは、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給変更決定通知書(様式第4号)により、認定対象者に通知するものとする。

(利子補給金の交付申請)

第10条 認定対象者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金交付申請書(兼実績報告書)(様式第5号)に

次に掲げる書類を添付して、当該利子補給金の交付の対象となる利子を支払った年度の翌年度の1月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った復興資金に係る利子の総額(延滞金利子を除く。)を記載した金融機関の証明書
(利子補給金の交付決定)

第11条 市長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めて利子補給金の交付を決定したときは、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金交付決定通知書(兼確定通知書)(様式第6号)により認定対象者に通知するとともに、利子補給金を交付するものとする。

(地位の承継)

第12条 市長は、復興資金の貸付けを受けている者が死亡した場合は、法定相続人などその地位を承継した者(以下「承継者」という。)に対し利子補給を行う。

(暴力団の排除)

第13条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、利子補給を却下するものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、認定対象者又は承継者が前項各号のいずれかに該当したときは、利子補給金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、利子補給金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認及び本市の市税を滞納していないことの照会確認を行うため、申込者、認定対象者又は承継者に対し当該申込者、当該認定対象者、又は当該承継者の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(利子補給の決定の取消し等)

第14条 市長は、認定対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付の決定を受けたとき。

(2) 復興資金を他の目的に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長の指示等に従わなかったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年3月14日から施行する。

(期間)

2 この要綱は、平成27年3月31日をもって廃止する。

別表第1（第3条関係）

住宅金融公庫法（昭和二十五年五月六日法律第百五十六号）の規定による住宅金融公庫
独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年七月六日法律第八十二号）の規定による住宅金融支援機構
信用金庫法（昭和二十六年六月十五日法律第二百三十八号）の規定による信用金庫
労働金庫法（昭和二十八年八月十七日法律第二百二十七号）の規定による労働金庫
農業協同組合法（昭和二十二年十一月十九日法律第百三十二号）の規定による農業協同組合
水産業協同組合法（昭和二十三年十二月十五日法律第二百四十二号）の規定による漁業協同組合
国民生活金融公庫法（昭和二十四年五月二日法律第四十九号）の規定による国民生活金融公庫
銀行法（昭和五十六年六月一日法律第五十九号）の規定による銀行
中小企業等協同組合法（昭和二十四年六月一日法律第百八十一号）の規定による信用組合
その他市長が認める金融機関

別表第2（第3条関係）

り災証明書に記載された被害の程度	資金の区分	利子補給の対象となる復興資金の上限額
全壊・半壊	建設資金	1,100万円
	購入資金	
	補修資金	590万円
一部損壊（西区玄界島における小規模住宅地区改良事業により土地建物を移転した場合に限る。）	建設資金	1,100万円
	購入資金	
一部損壊（上記以外）	補修資金	100万円

様式第1号（第7条関係）

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給申込書

平成 年 月 日

福岡市長様

申込者 住所 福岡市 区

氏名 印

（電話番号 - - ）

下記のとおり住宅復興資金の利子補給を受けたいので、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金交付要綱第7条第1項の規定により申し込みます。

記

1 被災住宅所在地 福岡市 区

2 復興方法・復興住宅所在地 建設・購入・補修（いずれかに○）

（購入の場合のみ）福岡市 区

3 利子補給を受けたい借入資金の概要（複数の資金の場合は下記事項を別紙1で提出）

（1）金融機関の名称

（2）借入額 円

（3）金利 年 %（固定・変動）

（4）返済期間 年

添付書類

- 1 復興資金の融資に係る金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- 2 償還予定表の写し
- 3 り災証明書（原本）
- 4 工事請負契約書又は建物の売買契約書の写し又は当該契約を履行したことを証明する書類（住宅金融公庫又は独立行政法人住宅金融支援機構から資金を借入れる場合は不要）
- 5 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）又は取得のための同意書
- 6 平成15年分の所得証明（世帯全員分）又は取得のための同意書（住宅の被害程度が一部損壊であり、かつ、平成19年3月19日までに復興資金の融資に係る金融機関との金銭消費貸借契約を締結した場合に限る。）

別紙 1

利子補給を受けたい借入資金の概要（複数資金の場合）

	借入①	借入②	借入③	合計
金融機関の名称				
借入額 (被災した住宅の補修資金に限る。)	円	円	円	円
金利	年 % (固定・変動)	年 % (固定・変動)	年 % (固定・変動)	
返済期間	年	年	年	

同意書

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給制度要綱の要件である「市税を滞納していないこと」及び「暴力団排除」のための確認にあたり、税務担当課及び福岡県警察にこの申請書が開示され、市税の課税状況及び納税状況並びに暴力団員等でないかの照会が行われることに同意します。

申請者 フリガナ _____

氏 名 _____ 印

性 別 (男 ・ 女)

生年月日 (T ・ S ・ H) _____ 年 _____ 月 _____ 日生

※ 滞納がないことには、申告義務違反していないことも含むため、必要な申告（課税）が行われているかどうか確認の対象となります。

第 号
平成 年 月 日

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給決定（却下）通知書

様

福岡市長 印
(住宅都市局住宅部住宅計画課)

平成 年 月 日付けで申込みのあった住宅復興資金の利子補給について、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 住宅の所在地 福岡市 区
- 3 金融機関名称
- 4 利子補給対象借入額 金 円
- 5 利子補給率 年 %
- 6 利子補給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(利子補給金の交付申請)

利子補給の対象となる利子を支払った年度の次年度の1月31日までに『福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金交付申請書』に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付して提出してください。

- (1) 毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った復興資金に係る利子の総額（延滞金利子を除く。）を記載した金融機関の証明書
(変更の届出)

利子補給申込書を提出した際の借入条件（金融機関の変更、返済条件の変更（金銭消費貸借契約の変更）又は、金利の改定（変動金利の場合））に変更を生じた場合は、速やかに『福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給変更届』に必要事項を記入して提出してください。

提出先 福岡市

却下の理由

様式第3号（第8条関係）

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給変更届

平成 年 月 日

福岡市長様

届出者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号で決定のあった住宅復興資金の利子補給について、下記のとおり借入内容に変更を生じたので届け出ます。

記

1 認定番号

2 住宅の所在地 福岡市 区

3 金融機関名称

4 変更内容（該当するものに○）

ア 金融機関の変更（変更後の金融機関名称： ）

イ 返済条件の変更（金銭消費貸借契約の変更）

ウ 金利の改定（変動金利の場合）

5 変更年月日 平成 年 月 日

添付書類

1 変更後の金融機関との金銭消費貸借契約書の写し（4アまたは4イの場合）

2 変更後の償還予定表の写し

様式第4号（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給変更決定通知書

様

福岡市長印
(住宅都市局住宅部住宅計画課)

平成 年 月 日付けで届出のあった内容に基づき、平成 年 月 日付け
第 号で通知した利子補給の内容を下記のとおり変更したので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 住宅の所在地 福岡市 区
- 3 金融機関名称
- 4 利子補給対象借入額 金 円
- 5 利子補給率 年 %
- 6 利子補給期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 7 変更年月日 平成 年 月 日

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金
交付申請書（兼実績報告書）

平成 年 月 日

福岡市長様

申請者住所

氏名 印

（電話番号 - - ）

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金に係る利子の払込みを下記のとおり完了したので、福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

1 認定番号 -

2 利子補給申請額 金 円

※ 利子補給申請額の算出方法 裏面記載のとおり

3 平成 年度における利子補給対象期間の償還利子額 円

4 利子補給金の振込先

金融機関		本店支
口座種別	普通・当座	（いずれかに○）
口座番号		
ふりがな		
口座名義人 （本人名義）		

添付書類

- 1 毎年4月1日から翌年3月31日までの間に金融機関に対して支払った復興資金に係る利子の総額（延滞金利子を除く。）を記載した金融機関の証明書

(裏面)

利子補給申請額の算出方法

番号	期 間 (平成 年度)	① 償還利子額 (円)	② 金利 (%)	③ 利子補給対象 借入額 (円)	④ 借入額 (円)
1	月 日から 月 日まで				
2	月 日から 月 日まで				
3	月 日から 月 日まで				

利子補給申請額 = (各番号の (① × 2.0 / ②) の合計) × (③ / ④) ※ 部については、②が 2.0 % 以下の場合は、1 とする。	円
---	---

同意書

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給制度要綱の要件である「市税を滞納していないこと」及び「暴力団排除」のための確認にあたり、税務担当課及び福岡県警察にこの申請書が開示され、市税の課税状況及び納税状況並びに暴力団員等でないかの照会が行われることに同意します。

申請者 フリガナ _____

氏 名 _____ 印

性 別 (男 ・ 女)

生年月日 (T ・ S ・ H) _____ 年 _____ 月 _____ 日 生

※ 滞納がないことには、申告義務違反していないことも含むため、必要な申告(課税)が行われているかどうか確認の対象となります。

第 号
平成 年 月 日

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金利子補給金
交付決定通知書(兼確定通知書)

様

福岡市長印
(住宅都市局住宅部住宅計画課)

福岡市「福岡県西方沖地震」に係る住宅復興資金の利子補給申請について、下記のとおり交付することに決定し、その額を確定したので通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 住宅の所在地 福岡市 区
- 3 利子補給金の交付決定額 及び 確定額 金 円